

議案第95号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部平成18年（ワ）第80号損害賠償（一般）請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

- 1 事件名 横浜地方裁判所川崎支部平成18年（ワ）第80号損害賠償（一般）請求事件
- 2 当事者 原告 川崎市
被告 ****
- 3 和解内容
 - (1) 被告****（以下「被告」という。）は、原告に対し、本件の解決金として、5,710,280円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告に対し、前項記載の金員を本和解成立日から1箇月以内に、原告指定の方法により支払う。
 - (3) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
 - (4) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、原告である本市が、被告ほか7社に対し提起した損害賠償請求訴訟であるが、被告から和解の申出があり、この和解により一定の損害の回復を図ることができることを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成12年4月6日から平成14年6月6日までの間に執行した水道メーターの購入及び修理の契約に関する指名競争入札について談合の存在を認め、平成18年2月8日、横浜地方裁判所川崎支部に被告ほか7社に対し損害賠償を求める訴訟を提起した。
- 2 本事件は、係属して以来、10数回に及ぶ口頭弁論等を経ているが、被告から他の地方公共団体と被告との談合に係る訴訟において既に成立している和解と同様の内容による和解の申出があった。